

イギリス裁判官準則期におけるホールディング・チャージの抑制について

和田 進士

一般的に、比較的軽微な罪状で被疑者を逮捕し、より重大な犯罪について取調べを含む捜査をする操作方法のことを、イギリス、およびイギリス法系の国々においては、ホールディング・チャージ(holding charge(s))と呼んでいる。そしてホールディング・チャージの中でも特に問題となるのが、警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものである。

旧裁判官準則期において、身柄拘束中の被疑者への尋問の禁止を潜脱するためにホールディング・チャーチといった捜査方法が発展していった。警察が捜査をしている重大な犯罪について逮捕する十分な証拠がない場合に比較的軽微な罪状で逮捕することは、より重大な犯罪についての取調べを含む捜査をする間、身柄を拘束し確保することを確実にした。また、より重大な犯罪で逮捕し得る場合も、身柄拘束されている罪状について取調べることを旧裁判官準則は禁じていたので、警察はより重大な犯罪での逮捕を望まないかもしれなかった。逮捕されている罪状以外の犯罪についての取調べは、旧裁判官準則によって禁じられていなかった。

一方で、新裁判官準則は身柄拘束中の被疑者への尋問を許容した。しかしそれにもかかわらず、ホールディング・チャージといった捜査方法は1964年以後も引き続いたのであった。なぜなら、すべての警察官が彼らの権限の拡張に気がついていただけではなく、そして古い週間はなかなかなくなるからであった。さらにそれは、逮捕を正当化するのに十分な証拠が存在しない被疑者を、身柄拘束中に尋問するための手段でもあった。警察が捜査をしている重大な犯罪について逮捕する十分な証拠がない場合に比較的軽微な罪状で逮捕することは、より重大な犯罪についての取調べを含む捜査をする間、身柄を拘束し確保することを確実にした。

しかしながら、ホールディング・チャージの中でも警察による身柄拘束中により重大な犯罪についての「取調べ」を目的とするものに関しては、1984年警察・刑事証拠法によって法的に規制された。主に、31条、37条2項、41条4項、48条によってである。本論文では、1984年法成立に先行する裁判官準則期における議論が、現在のイギリスでホールディング・チャージを規制する関連条項の制定過程においてどのように活かされたのかを明らかにしている。